

# 徳島市農業委員会総会 議事録

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 と き | 令和8年5月25日（月）<br>開会 15時00分<br>閉会 16時40分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2 ところ | 徳島市役所 13階 大会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 議 長 | 会長職務代理者 金澤 敬治                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 4 出席者 | <p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘<br/> 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治<br/> 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博<br/> 10番委員 佐々木永薫 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫<br/> 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一<br/> 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳<br/> 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸<br/> 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成<br/> 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明<br/> 14番委員 鈴木 隆大 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆<br/> 18番委員 赤川 勉</p> |
| 5 欠席者 | <p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>11番委員 板東美佐緒</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 6 欠 員 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7 傍聴者 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 8 議 事 | <p>（全体議案）</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 令和7年度農地利用の最適化活動の点検・評価について<br/> 第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る<br/> 意見決定について</p> <p>（農地関係議案）</p> <p>付議案件</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について<br/> 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について<br/> 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について<br/> 第6号議案 非農地通知の審議について<br/> 第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について<br/> 第8号議案 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について<br/> 第9号議案 農用地利用集積等促進計画（配分）の案について<br/> 第10号議案 買受適格証明願（耕作目的）の審議について</p>                                                                                 |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>6. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について</li> <li>7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> <li>8. 転用許可の取消について（5条許可）</li> <li>9. 転用届出の取消について（5条届出）</li> </ol> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(開会 15時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から令和8年5月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、11番板東美佐緒委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号18番岡茂委員と、議席番号10番佐々木永薫委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

本日は議案審議の前に、徳島市農林水産課の職員の方に今年度事業等の情報提供をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いします。

農林水産課 【資料に沿って説明】

議長 ありがとうございます。それでは、只今の説明につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

【質疑応答】

議長 それでは農林水産課の方、御説明をありがとうございました。今のお話を参考に委員活動に取り組みますとともに、今後とも情報交換や農家への情報提供に努めてまいりたいと思いますので、今後とも、よろしく御支援のほどをお願い申し上げます。本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。

それでは、続いて議事に移ります。第1号議案、令和7年度の農地利用の最適化活動の点検・評価について、審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案について御説明します。これは国からの通知に基づいて毎年実施するもので、皆さんには先月、自己評価の提出もいただきましたが、最適化活動について点検・評価し、6月末までにホームページでの公表や県・国への報告が義務付けられたものでございます。総会の議決が必要になりますので説明させていただきます。

最初に、皆様に本日お配りした大きな1枚もののA3横の資料で、右上に別紙様式3と四角く囲ってある資料を御覧ください。ご自分の名前も右上のほうに書いてあると思いますが、委員さんそれぞれの点検評価表になります。令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価ということで、右下の②の表、自己の点検・評価の表については、先月提出いただきましたものを活字にしております。そして今回、一番下の表農業委員会による点検・評価の全体としての評語の欄に国の通知に基づいて評語を記入させてもらってます。この標語について説明をしたいと思います。その前に一点だけお詫びを申し上げます。先月、この資料をお配りした際ですが、表の遊休農地の実績の数値が誤っておりました。これは令和3年度までに発生した遊休農地の解消を対象としておりましたが、各地区の全体の1年間の解消面積を入力しておりました。大きな達成率になっていた地区が多かったとは思いますが、今回抑えた数値にはなっていますが、以前の数値は数値で皆さんの活動の賜物でもありますので、自身を持って今後とも活動をお願いしたいと思います。

本日配布した第1号議案と書いてある資料の3ページ、同じ様式ですが説明用参考資料と書いてある資料で説明します。こちらを御覧ください。参考資料としての例示となりますが、真ん中から下のほうに、太く四角く囲った4カ所の数値があります。活動日数や農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の推進など、それぞれの項目の実績を表しています。これをこの議案資料の2ページの、表2に当てはめて点数を算出します。例えば表2の(1)の成果目標の①農地の集積であれば、3ページの太四角の枠のうちの左下の農地集積の集積率の列の達成状況ということで、この例の場合は76.97%で、その下に表2 (1)―①というふうに該当項目を参考に記載しています。達成率90%未満なので1点となります。同様に遊休農地の解消や新規参入の促進の項目ではそれぞれ4点、1点となります。ただ、一部、遊休農地の解消のそもそもの目標がゼロとなっている地区がありますが、その場合は昨年度中にその地区に遊休農地の新規発生があったかどうかで判断し、なければ4点、あれば1点となります、わかるように文言で記載しております。

また、月当たり日数は3ページの例だと6.75日、星じるしのところで、表2の(2) - ①によると目標の7日には届いていないので2点、(2) - ②の項目で見れば、活動を月当たり6日以上しておりますので、4点が加点されることとなります。これら5つの点数の合計点が12点となるわけですが、これを2ページの、今度は表1に基づいて評語を記入することとなるので、15点未満ということで、目標をやや下回る結果となったという標語になります。

これについては、もともと国が定めた設定方法によるため非常に高い目標となっていることもありますし、それぞれ地域事情もございます。また、日誌も書いていただいておりますが、農業委員会の活動ではあってもこの最適化の活動としてはカウントできなかったり、活動しても記帳忘れがあったりと色々お忙しい中で、ご事情もある中で、一括りにして点検・評価まで行うのは、本当にどうなのかという御意見もあろうとは思いますが、国のほうで決められたルールでありますので、こちらに沿って点数を出しております。ただ、皆さんせっかく地域で色々相談受けて対応されてると思いますので、出来る限り今後とも記帳をお願いします。個人ごとの評語については以上です。

続きまして農業委員会全体の最適化活動の点検・評価と農業委員会における事務の実施状況等について説明します。この資料の4ページを御覧ください。これも大きなサイズの資料になっております。この表は委員会全体の目標と、それに対する実績を一覧表にしたものです。委員会全体の点検・評価については、今度はこの資料の1ページのほうの表2をさきほどと同じようにそれぞれの項目で当てはめて点数化したもので、(1)―②の遊休農地の緑区分解消が3点以外は全ての項目で1点で、合計7点となりまして、1ページの表1に当てはめると、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなります。4ページの表の左下に標語を記載しております。ちなみにこの表の中段の表の右のほう、(2)の活動強化月間の3回という実績、また(3)の新規参入相談会への参加の内容については、5ページからの別紙様式5という分の8ページから記載があります。8ページを御覧ください。ちょうど半分から下の(2)、活動強化月間の設定ですが、①が目標で、下の②が実績です。目標に対して実績では、10月に実施予定であった利用意向調査の未回答者への聞き取り活動が12月になった以外は計画通りであります。

9ページに移りまして、(3)、新規参入相談会への参加については、6月の地区相談会を位置付けております。最後に、10ページ、こちらについては様式に基づいて、3条許可の件数や転用に関する事務の状況をまとめてます。ということで、この資料の5ページ以降については、委員会全体の最適化活動の目標と実績をまとめた資料で

すので、また参考にしていただくとともに、ホームページでも公表することとなります。説明は以上ですが、何かご質問等ございましたら、お願いします。

議長           ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。  
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。本案件につきまして、事務局案を令和7年度の評価とし、公表することによろしいでしょうか。

全委員       異議なし

議長           異議がないということですので、第1号議案については、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて第2号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局       それでは、第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第2号議案と書いてある資料を御覧ください。

第2号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年12月、令和8年3月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧（令和7年12月、令和8年3月分）のとおりで、応神・勝占・上八万・川内・北井上・国府・入田・八万・南井上地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の増減を反映した地域計画の変更案が提出されております。協議の場において、10、11番の国府地区の案件について、谷川委員さんから、申請地は、電気、トイレ、浄化槽、水道は無く、イートインを設けるのであればこれらのインフラや飲食席なども必要ではないか？他用途への迂回転用を見越した申請ではないのかとの旨の意見書が農林水産課に提出されております。当該案件については、徳鴨線沿線の甲種農地を転用してイートイン付きの弁当販売店の建築を計画しているものです。

今後のスケジュールですが、5月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、令和8年6月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。今回の変更案については、農業委員会全体の意見として、10、11番について、農地法の甲種農地の転用不許可の例外要件を満たすような電気、水道、浄化槽、トイレ、飲食席などの休憩設備を適切に備えた店舗であること、また、店舗の需要に見合った規模の駐車場敷地であることを確認すること。他のものについては意見ありませんとの意見を付して条件付きで変更案を認めることが適当と思われる。説明は以上です。

議長           ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。  
それでは特にないようでございますので、採決いたします。第2号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、事務局の案のとおり意見を付して、承認することに異議ございませんか。

全委員       異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については、事務局の案のとおり意見を付して、承認することに決定いたしました。

それでは、ここから農地関係議案に移りますが、10分程度休憩とさせていただきます。15時55分に再開します。

(再開 15時55分)

議長 それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。それでは、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後16aに至り、レモンとすだちの栽培を行うとのことです。

2番は、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9aに至り、ブルーベリーの栽培を行うとのことです。

3番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後77aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後10aに至り、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9aに至り、じゃがいも等、野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後14aに至り、水稻の栽培と裏作でブロッコリーの栽培を行うとのことです。

以上、全案件につきまして、農地法に規定されている不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。また、4番と6番案件は新規就農面談を実施し、2番案件は、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農面談は実施しないこととしました。

第3号議案は全6件で、地目は、田1,678㎡、畑3,783㎡、合計5,461㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、4番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月15日の15時から、4番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と、譲受人側1名、事務局2名の4名です。

譲受人は、農業を行うために農地を探していたところ、売買交渉がまとまったため、今回の申請に至ったとのことです。ブロッコリー農家への研修で農業経験があり、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地でブロッコリーの栽培を行うとのことです。

結論として、今回の3条許可については、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長            ありがとうございます。続きまして、6番案件の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員      今月13日の10時から、6番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、近藤推進委員と私の委員2名、譲受人側3名、事務局2名の7名です。  
譲受人は、自宅の近くで農地を探していたところ、売買交渉がまとまったため、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、父の農業を手伝っているため経験があり、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で水稻の栽培と裏作でブロッコリーの栽培を行うとのことです。  
結論として、今回の3条許可について、南井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長            ありがとうございます。新規就農面談に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。  
それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員          異議なし

議長            異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局          それでは第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を、自宅の敷地拡張に転用するものです。なお、本件は許可を受ける前に既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を近隣の事業者へ貸し付ける、露天貸駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を農業用倉庫及び農作業広場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を、自宅の敷地拡張に転用するものです。なお、本件は許可を受ける前に既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みです。加えて、地域計画にも支障がないことを確認済みです。

第4号議案は、全4件で地目は、田769㎡、畑165.15㎡、合計934.15㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地411.15㎡、駐車場・資材置場71㎡、その他施設用地452㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番から3番の申請地は、同一の転用事業ですので、併せて説明いたします。1番から3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、重量物運搬事業を営んでいる譲受人が露天駐車場及び露天重機車両置場に転用するものです。なお、2番の申請地については、許可を受ける前に既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、土木工事業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。なお、本件は許可を受ける前に既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木建築業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木工事業を営んでいる譲受人が、露天資材置場及び露天車両置場に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木工事業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

8番と9番の申請地は、同一の転用事業ですので、併せて御説明いたします。8番と9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が運営するスーパーマーケットの進入路の一部として、公衆用道路に転用するものです。なお、本件は許可を受ける前に既に転用工事が完了しており、譲受人から、無断着工を謝罪する旨の始末書が提出されています。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、宗教法人である譲受人が檀家のための露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みです。加えて、地域計画にも支障がないことを確認済みです。なお、転用規模が



大規模である1番、2番、3番、5番、6番、案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は全12件で、地目は、田7,823.01㎡、畑1,364.14㎡、その他77㎡ 合計9,264.15㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地644.07㎡、駐車場・資材置場8,600㎡、その他施設用地20.18㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番から3番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進委員 今月12日の14時から、1～3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員と私の委員4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、丈六町森ノ木にあり、第2種農地に区分されとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、露天駐車場及び重機車両置場に転用しようとするものです。土地の造成については、山土で盛土し、整地をします。排水については、雨水のみであり、地下浸透とする計画で、土地改良区の管轄外のため、上申書の提出と水利組合からの排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして、5番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月15日の10時から、5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の委員4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、西須賀町鶴島にあり、第2種農地に区分されとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、整地のみで、碎石舗装をすることです。排水については、雨水のみであり、地下浸透とする計画で、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして、6番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野推進委員 今月13日の14時から、6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名、転用者側2名と事務局2名の6名です。

申請地は、北沖洲二丁目にあり、第2種農地に区分されとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が露天資材置場及び露天車両置場に転用するものです。造

成については、整地、転圧をした後に碎石舗装をするとのこと。排水については、雨水のみであり地下浸透させるとのことで、土地改良区の管轄外のため、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長            ありがとうございました。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員          異議なし

議長            異議がないということですので、第5号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局          それでは第6号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番の申請地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また、委員4名、申請者側1名、事務局2名で現地を確認しています。

第6号議案は、全1件で、対象地は畑のみ、171㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長            事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地通知について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員          異議なし

議長            異議がないということですので、第6号議案は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局          それでは第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書7ページを御覧ください。

今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は12筆、22,129㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第7号議案は以上1件で、対象地は田15,185㎡、畑6,944㎡、計22,129㎡となっています。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書8ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。なお、10番について、新規就農面談を行いました。

今月は、賃貸借権が32件、使用貸借権が10件の合計42件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から4番が、多家良地区12筆・4件、5番から7番が、勝占地区5筆・3件、8番と9番が、不動地区7筆・2件、10番が、応神地区3筆・1件、11番から17番が、川内地区12筆・7件、18番から22番が、国府地区15筆・5件、23番から28番が、南井上地区9筆・6件、29番から42番が、北井上地区32筆・14件となっております。権利設定については以上で、田30筆24,907.55㎡、畑65筆68,810.91㎡の合計95筆93,718.46㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、10番案件の新規就農面談に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月12日の10時から、10番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岡田推進委員さんと私の委員2名と、借受人1名、事務局2名の5名です。

借受人は、建築業を営んでいますが、興味のあった農業に挑戦してみようと思い、自宅の近くで農地を探していたところ、貸したいリストに登録されていた農地を貸してもらえることになり、野菜を栽培していきたいと思ったとのことでした。農業経験がないものの、農家の友人などに相談しながら、ブロッコリーを中心に栽培を行い、軌道にのれば、農地を取得し、また、工作上、重機等を所有しているので、耕作放棄地なども視野

にいれ、規模を拡大していきたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も耕作面積を増やし、耕作を行ってもらいたいと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長            ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員            異議なし

議長            異議がないということですので、第8号議案は全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。続きまして、第9号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局            それでは、第9号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）の案について御説明します。議案書15ページを御覧ください。

農用地利用集積等促進計画（配分）とは、一括方式で設定していた農地の貸し借りを受け手が何らかの理由で耕作ができなくなったため、所有者と農地中間管理機構との契約はそのまま、農地中間管理機構と借り手との解約等を行い、その後、別の借り手と新たに農地中間管理機構が権利設定をするものです。

農地中間管理機構から借り手への転貸は、農用地利用集積等促進計画（配分）によることとされ、認可申請には、農業委員会の意見が必要とされております。

こうしたことから、全ての申請について使用貸借権の設定を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

今月は、使用貸借権が2件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、多家良地区2筆・1件、2番が、南井上地区3筆・1件、となっております。権利設定については以上で、畑のみ5筆4,947㎡となります。

第9号議案の農用地利用集積等促進計画（配分）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長            事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第9号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員            異議なし

議長            異議がないということですので、第9号議案は全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第10号議案、買受適格証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局      それでは、第10号議案、買受適格証明願（耕作目的）の審議について、御説明いたします。議案書16ページを御覧ください。

1番から3番は、いずれも差押による競売に付された対象地の取得を希望しているものです。競売に参加する際に、農地法の許可を受けられない者が落札することを防ぐため、農業委員会から買受適格証明の交付を受けることとされております。耕作目的での取得となりますので、3条の許可基準に基づいて証明の可否を御審議いただくものです。

1番と2番の申請人は同一で、耕作面積は、取得後633aに至り、さつまいもの栽培を行うとのことです。

3番の申請人の耕作面積は、取得後368aに至り、蓮根の栽培を行うとのことです。

以上、全案件につきまして、農地法に規定されている不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。

第10号議案は全3件で、対象地は田のみ14,502㎡です。また、集計表の右に記載しておりますように、この案件に係る買受適格証明願の交付を承認した場合において、その交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、会長が当該証明願の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をするものとするにつきましても、あわせて御審議いただきますようよろしくお願いします。なお、本審議につきましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する令和8年6月10日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分御留意くださいますよう、よろしくお願いします。それでは、御審議をよろしくお願いします。

議長      事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第10号議案の買受適格証明願については、全案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可することについて異議はございませんか。

全委員      異議なし

議長      異議がないということですので、第10号議案については全案件に買受適格証明書を交付することとし、買受申出人となった者から、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可するものとします。続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局      それでは報告事項について説明します。

議案書17ページから20ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得10件を受理しました。

議案書21ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件を交付しました。

議案書22ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。5件を受理しました。

議案書23ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による

市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件を受理しました。

議案書24ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件を受理しました。

議案書25ページを御覧ください。6番は、農地の転用制限の例外（法第4条）による届出についてです。2件を受理しました。

議案書26ページを御覧ください。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件を回答いたしました。

議案書27ページを御覧ください。8番は、農地法第5条許可の取り消しについてです。1件を受理しました。

議案書28ページを御覧ください。9番は、農地法第5条届出の取り消しについてです。1件を受理しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和8年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は6月30日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。